

導入まであと1年

軽減税率導入に向けた 事前準備と実務対策

全ての業種で知っておきたい、価格転嫁・軽減税率制度・インボイス制度

消費税率の引き上げと軽減税率制度導入の平成31年10月まで、あと1年程となりました。制度が実施されると全ての業種の皆さまには「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新しく求められます。ギリギリになって慌てないために、事前準備と実務対策を本セミナーでしっかり学んでみてはいかがでしょうか。

〈講師〉

ふった ひとし
振田 仁 氏

株式会社ライブプロデュース

代表取締役



大手都市銀行を経て住宅資材メーカーの取締役総務部長に転職したが不況より会社は倒産。以来、この教訓を活かすため「会社の役割と経営者の使命」「連帯保証人と経営者責任」などの講演活動を開始し好評を得る。他にも事業承継と後継者育成支援、企業再生の支援などを手掛けるほか、ビジネス・コーチングのコーチとしても活動中。ビジネスコーチとして経営者や幹部・管理監督者の相談相手として年間数十社を顧問契約で携わっており、現場感覚を大いに持つコンサルタントとして各地で共感を得ている。

日時 平成30年 11 月 21 日 (水)
14:30~16:30

場所 清須市商工会館3階研修室
(清須市清洲一丁目6番地1)

受講料 無料

定員 40名(先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

主催 清須市商工会・愛知県商工会連合会

(H30.11.21) 『軽減税率導入に向けた事前準備と実務対策』 受講申込書

清須市商工会 行 FAX:052-400-8484

申込日(H30/ /)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

講座内容

■消費税 10%引上げと軽減税率制度とは

軽減税率制度の概要

■軽減税率の導入の実務処理

- ・対象品目：飲食料品、外食の定義
- ・経過措置
- ・税額計算の方法及び特例の施行スケジュール
- ・売上・仕入税額の計算の特例
- ・平成31年10月～平成35年9月迄の経理方式
『区分記載請求書等保存方式』
- ・平成35年10月からの経理方式
『適格請求書等(インボイス)保存方式の導入』
- ・インボイス方式への準備は？インボイス実施後の
免税事業者からの仕入れについて

■軽減税率対策補助金制度とは

- ・レジシステムの新規導入と国の支援策 他

■消費税増税 10%への対応

- ・上手な価格転嫁他

